

神勞発雇均 1026 第 1 号
平成 29 年 10 月 26 日

各団体の代表者 殿

神奈川県労働局長



年末年始における年次有給休暇の取得促進に関するご依頼について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県における年次有給休暇の取得率は、平成 27 年で 55.6%となっており、政労使の合意に基づく「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月策定、平成 22 年 6 月改定）における目標値「平成 32 年までに 70%」を大きく下回っています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）や「未来投資戦略 2017 - Society5.0 の実現に向けた改革 -」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「来年度から地域ごとに『キッズウィーク』を新たに設定し、分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進を図る」ことが掲げられ、年次有給休暇の取得を一層促進する取組が求められているところです。

また、平成 29 年 10 月 1 日に「労働時間等設定改善指針」（労働時間等見直しガイドライン）が改正され、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間や年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討することが盛り込まれました。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10 月）の取組に続き、年次有給休暇を取得しやすい年末年始における連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図るため、「仕事休もつ化計画」をキャッチフレーズに広報活動を行っています。

つきましては、上記の趣旨をご高察の上、「プラスワン休暇」や年次有給休暇の計画的付与制度の活用等年次有給休暇の取得促進に関し、同封のポスター及びリーフレットの活用並びに貴団体広報誌やホームページへの掲載等により、貴団体会員等への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、広報誌等への周知記事の掲載にあたりましては、別添文例を作成しましたので、ご参考として下さい。

〔 担当 雇用環境・均等部企画課 熊野 〕
〔 電話 045-211-7357 〕

(文例1)

業務は各人責任を持って、仕事はチームで効率的に。
チームの中で情報共有することで休みやすい環境に。

やす
「仕事休もっ化計画」

1月4日と5日を休んで11連休に！

土日・年末年始休暇に年次有給休暇を組み合わせると連続休暇に！

今年は、週休2日制の会社で、12月29日（金）～1月3日（水）を年末年始休暇とし、1月4日（木）、5日（金）を年次有給休暇とした場合（プラスワン休暇）、11連休となります。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう！

(文例2)

業務は各人責任を持って、仕事はチームで効率的に。
チームの中で情報共有することで休みやすい環境に。

やす
「仕事休もっ化計画」

1月4日と5日を休んで11連休に！

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法において、労働者は、

- ・6か月間継続して雇われていること
- ・全労働日の8割以上を出勤していること

を満たしていれば、10日間の年次有給休暇が付与され、申し出ることにより取得することができます（勤続年数、週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。）。

年次有給休暇の取得率は

年次有給休暇の取得率は全国平均で48.7%（平成27年）と5割を下回っています。

年次有給休暇の取得が低調な理由として、「みんなに迷惑がかかると感じる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などが全体の約3分の2を占めています。

年次有給休暇取得に向けた職場づくりを！

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の

生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないように、労使双方で年次有給休暇の取得状況の確認や、取得率向上に向けた具体的な話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

土日・年末年始休暇に年次有給休暇を組み合わせて連続休暇に！

今年は、週休2日制の会社で、12月29日（金）～1月3日（水）を年末年始休暇とし、1月4日（木）、5日（金）を年次有給休暇とした場合（プラスワン休暇）、11連休となります。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう！